

第1回 仁淀川流域住民の意見を聴く会

【日高村会場】

議事録

平成25年1月26日（土）

9:30～11:16

日高村社会福祉センター

2階 大ホール

1. 開 会

○司会 定刻となりました。本日は、週末の大変お忙しい中ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、日高村会場での第1回仁淀川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。

私は、本日の司会・進行を務めさせていただきます国土交通省高知河川国道事務所副所長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。受付でお渡ししました資料をご覧ください。まず、議事次第です。「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆さまへ開催にあたってのお願いです。資料-1、仁淀川水系河川整備基本方針です。資料-2、仁淀川水系河川整備計画【素案】に関する説明資料です。資料-3、意見記入用紙です。冊子で、仁淀川水系河川整備計画【素案】に関する説明資料です。最後に、仁淀川ニュースレターです。配布資料は以上です。不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し付けくださいますようお願いいたします。

次に、参加者の皆さまへお願いを申し上げます。本日の会は公開で開催されております。本日いただいたご質問・ご意見につきましては速記録を作成しまして、後日、お名前を除いた形でホームページやニュースレター等に公表いたします。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。なお、携帯電話をお持ちの方は、電源を切ってくださいか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本日の会の進行についてご説明いたします。まず最初に、事務局より河川整備計画素案等についてご説明をさせていただきます。その後、皆さまからご意見・ご質問をいただくこととしております。全体で2時間を予定しており、長時間ではございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、後日、新たなご質問やご意見がある場合には、お手元の仁淀川ニュースレターのハガキやメール等によりご意見・ご質問をお寄せいただきたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして会を進めさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、国土交通省高知河川国道事務所長の野仲よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

○事務局（国交省） 皆さん、こんにちは。

高知河川国道事務所長の野仲でございます。

本日は、お忙しい中、また、外寒い中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、常日頃から、河川行政をはじめ、国土交通行政全般にわたりましてご理解・ご協力をいただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、このたび、一級河川仁淀川の河川管理者であります国土交通省および高知県と共同で仁淀川水系河川整備計画を策定したいと考えております。河川整備計画といえますものは、今後、概ね30年間の河川整備の具体的内容を定めるものでございます。そのような具体的な内容を定めるものでございますので、仁淀川流域の皆さまのご意見・ご要望をしっかりと踏まえることが大切と思っております。そういうことで、学識経験者や流域の市町村長、また、何よりも皆さん流域住民の方々きちんと整備計画をご説明して、ご意見・ご要望をお聴きして、整備計画にしっかりと反映していきたいと考えております。

本日のこの会は、流域住民の方々意見を聴く場でございます。洪水の被害を直接受けたり、水利用、環境の恩恵を受けていらっしゃる皆さま住民の方々から生の声を聴くことは非常に大切と思っておりますので、ここでしっかりと皆さんのご意見をお聴きして、できる限り河川整備計画に反映していく所存でございます。

「奇跡の清流仁淀川」、その安全・安心の基本となる計画であります河川整備計画につきまして、ただ今からご説明させていただきます。ちょっと時間が長いと感じられるかもしれませんが、お付き合いいただき、その後、皆さまから忌憚のないご意見・ご提案等をいただけますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

3. 議事

1) 仁淀川流域住民の意見を聴く会の進行について

○司会 次に、お手元の「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆さまへ」をご覧ください。本日の会の開催目的や運営方法等について記載したのですが、これを読み上げさせていただきます。

1. はじめに

「仁淀川流域住民の意見を聴く会」は、仁淀川水系河川整備計画の策定に当たり、仁淀川水系河川整備計画【素案】に関し、関係住民の方々から意見を聴くことを目的として国

土交通省四国地方整備局および高知県が開催するものです。

以後、仁淀川流域住民の意見を聴く会を“同会”と、同会の参加者を“参加者”と称します。

2. 参加の方法

参加者は、原則として仁淀川流域の市町村（高知市・土佐市・いの町・日高村・越知町・佐川町・仁淀川町）に在住の方とします。

3. 意見の表明

参加者は、時間の許す範囲内において、同会の中で仁淀川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。

このとき、意見表明者の方は、お名前・市町村名までのお住まいをおっしゃった後に発言してください。

なお、匿名希望の場合は、その旨を表明した上で発言していただくことも可能です。

4. 他者の意見の尊重

参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げたり、誹謗中傷等を行わないようお願いします。

5. 進行秩序の確保

参加者は、同会を円滑に進めるため、ご協力をお願いします。また、会議の妨げとなるような行為は慎んでください。

なお、会議の秩序を乱したり、進行の妨げとなるような行為を行った場合には、事務局より退室をお願いすることがあります。

6. 個人情報の保護

個人情報の保護の観点から、同会の運営・進行等で主催者が得た個人情報は秘匿します。

7. 四国地方整備局および高知県の責務

国土交通省四国地方整備局および高知県は、同会の開催方針および運営方針を決定し、開催および運営の責任を持つものとします。

国土交通省四国地方整備局および高知県は、同会で表明された意見を取りまとめ、仁淀川水系河川整備計画策定にできる限り反映します。

以上のとおりですが、会の運営等にご協力よろしくをお願いします。

それでは、議事次第を見ていただきましたら、議事次第の3の議事、2）仁淀川水系河川整備計画策定について、3）仁淀川水系河川整備計画【素案】についての説明を事務局より一括して行います。

2) 仁淀川水系河川整備計画の策定について

○事務局（国交省） おはようございます。

国土交通省高知河川国道事務所調査課長の森本と申します。

座って説明をさせていただきます。

まず、前方のスクリーンと同じものをお手元のほうにも配布させていただいておりますので、併せてご覧いただきながら説明させていただきます。

まず、整備計画【素案】全般と国の事業に関わるものについて私のほうから説明させていただきます。

まず最初に整備計画策定の仕組みについて説明を行い、その後、整備計画の内容について説明させていただきます。

河川整備の枠組みは2つあり、その一つは河川整備基本方針であり、河川の整備を行うに当たっての長期的な基本方針および河川の整備の基本となる事項を定めています。

河川整備計画は、基本方針をベースに、期間を定め、具体的な整備内容を定めるものです。

仁淀川水系河川整備計画の策定までの流れですが、昨年12月27日に発表された素案に対し、仁淀川流域の住民の方々、学識経験者、関係市町村長の意見を伺います。流域住民の方からの意見は、インターネット等によるものと、会場に設定しております意見を聴くという両方で行います。それから意見を基に整備計画【素案】の修正を行い、最終案を作成します。最終案について高知県知事の意見を伺い、その意見を反映させた形で仁淀川水系河川整備計画を作成し、決定いたします。

整備計画での意見の聴き方ですが、仁淀川に関する有識者9名から成る仁淀川流域学識者会議、仁淀川流域関係市町村長から成る仁淀川関係市町村長の意見を聴く会、また、河川整備計画の内容に示したニュースレターの発行、ホームページの開設を行い、パブリックコメント、住民の方々からの意見を受け付けていくということになります。

続きまして、仁淀川水系河川整備計画のベースとなります仁淀川水系河川整備基本方針について説明します。

平成20年に策定されております。その基本方針は、災害の発生または軽減に関わる方針として、堤防の新設、河道の掘削等の河川施設の整備、河川管理施設の維持管理、そして地域住民との連携による被害軽減対策を示しております。

また、河川の適正利用・流水の正常な機能の維持として、関係機関との連携による必要流量の確保、渇水被害の軽減を示しております。

3番目に、河川環境の整備と保全としまして、河川水質の保全、景観維持・創出、河川利用の促進等が示されております。

次に、河川の整備の基本となるべき事項として、基準地点伊野において基本高水流量17,000 m³/s、うち3,000 m³/sを大渡ダム等で調節を行い、河道で受け持つ流量を14,000 m³/sとしております。また、流水の正常な機能を維持するため、鎌田用水の上流に位置し

ます加田地点において、かんがい期で 24 m³/s、非かんがい期で 20 m³/s と設定されております。この水量は大渡ダムによって調整され、確保されております。

3) 仁淀川水系河川整備計画【素案】について

それでは、仁淀川水系河川整備計画の素案について説明をさせていただきます。

河川整備計画【素案】の構成でございます。最初に仁淀川の概要、仁淀川の治水・利水・環境について現状と課題を示しています。次に、河川整備計画の基本理念、対象区間、対象期間を示し、同じく治水・利水・環境に係る目標と具体的な実施する内容について示しています。最後に、仁淀川の河川整備のための今後に向けて取り組む課題等を示しております。

今回の説明の順番でございますけれども、仁淀川の概要、素案の基本理念、対象区間、対象期間を説明させていただいた後に、治水・維持管理・利水・河川環境の各項目ごとに現状と課題、目標、実施内容を説明させていただきます。

①仁淀川の概要

まず、仁淀川の概要です。仁淀川の流域は、愛媛県、高知県の2県にまたがり、流域面積は 1,560 km²。四国では、四万十川に続く3番目に大きい河川ということです。

源流は石鎚山、流路延長が 124km です。

仁淀川の流域の地形を上流から見ていきますと、上流・中流は山地で構成されています。下流は、日下川・宇治川・波介川に見られるように、東西から支流が合流しており、これらの支流沿いに平野が形成されています。これらの平野は、仁淀川から離れるほど低い地形となっており、慢性的な水害に悩まされた歴史があります。

次に、気象です。仁淀川流域の気象について、年間の降水量は平均で 2,500 mm、全国平均の 1.6 倍で、全国有数の多雨地帯となっております。年間降雨の約 4 割が台風期である 7 月から 9 月に集中し、また、中流から下流に多く降るといった特徴がございます。

仁淀川流域の人口は減少傾向で、特に上流域の町村は半減している状況です。

土地利用につきましては、上流・中流域はほとんど森林に占められております。平地は農地として利用されております。また、産業では、下流域で古くから製紙業が盛んでございます。

②河川整備計画【素案】の基本理念、対象区間、対象期間

続きまして、仁淀川水系の河川整備計画の基本理念、対象区間および対象期間について説明させていただきます。

整備計画の基本理念ですけれども、「清流仁淀川の安全で安心な川づくり」という方針の下に、安全で安心な暮らしを守る川づくり、豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全、豊かな自然とふれあうことができる川づくりという3項目を挙げております。こ

れは、仁淀川の豊かな環境を保全・活用しながら、それと調和した治水対策を行っていくという方針を示したものでございます。

次に、河川整備計画の対象区間につきまして、国と高知県が協働して作成することから、国の区間、県の区間を対象としております。

対象期間は概ね30年間としておりまして、その間で実施する治水対策等を示しております。河川整備の進捗、社会状況の変化等に合わせて適宜必要な見直しは行っていくものというところもでございます。

③現状と課題、目標、実施内容

・治水

仁淀川【国管理区間】の治水対策

現状と課題

続きまして、まず、治水対策についてでございます。治水対策は、国管理区間と県管理区間に関するものがありますが、まず国の区間から説明させていただきます。

仁淀川の治水事業は、古くは江戸時代、野中兼山の行った治水事業に遡りますが、本格的な治水事業は戦後、昭和23年直轄河川改修事業着手が契機となります。その後、計画の見直しを何度か行いまして、一番下ですが、平成20年に策定された仁淀川水系河川整備基本方針に受け継がれています。

続きまして、堤防の整備状況でございます。八田堰を境にしまして上下流に分けてみますと、八田堰上流では概ね連続した堤防が整備されておりますが、加田、谷、茂地等、堤防がない箇所があります。平成16年台風23号の洪水においても、加田地区等で家屋浸水被害が発生しております。

八田堰下流においては、連続した堤防が整備をされております。しかし、一部、堤防断面が不足している区間もあるほか、河床の堆積、樹木の繁茂といったところで流下断面が不足している状況にあります。

局所洗掘への対応です。仁淀川のみお筋はゆっくりと蛇行して、ほぼ安定をしておるといところでございます。水のあたる箇所ほとんど山付けでございますが、築堤部が水あたり箇所となる右岸側の5k付近では、根固等の洗掘対策を実施しています。洗掘による護岸崩壊等も発生しているため、引き続き対策が必要と考えております。

次に、堤防の浸透への対応です。仁淀川の堤防の材料は、砂や砂礫といったものとなっております。比較的透水性が高くなっております。仁淀川では、度々堤防漏水が発生し、その度に対応していきませんが、平成16年、17年にも洪水時に堤防漏水が発生している状況です。今後も、安全性が不足する区間については、対応を図っていく必要がございます。

以上、治水に関して現状と課題を説明させていただきましたが、次に、河川整備計画における目標と実施内容について説明をさせていただきます。

(洪水を安全に流下させるための対応)

目標

整備計画 30 年間で確保します河道の流下能力、これは上下流バランスと指標等を考慮しまして、八田堰より上流で 11,000 m³/s、下流で 12,900 m³/s としております。これは、大渡ダムの調節能力を考慮した上で、堰の上流では戦後第 3 位の平成 17 年洪水、堰より下流では戦後最大規模となります昭和 38 年の洪水を安全に流下させることのできる流下能力でございます。

実施内容

次に、実施内容のうち、まず堤防の整備でございます。目標を達成するために、八田堰上流においては、現在、堤防の整備されていない加田地区、谷地区において築堤事業を進めます。堤防の整備に当たりましては、河道の掘削、樹木伐採と併せて行いますけれども、生物の生息環境や河川の利用に配慮して実施していくことを考えております。

次に、河道の掘削です。八田堰上流の堤防整備と併せまして、下流においては仁淀川右岸の新居箇所から左岸弘岡箇所までの約 4.2km の区間におきまして河道掘削を行い、流下能力を確保します。掘削に当たりまして、汽水域においては動植物の生息空間である入り江・干潟環境を保全を図る形で、汽水域上流におきましては瀬・淵の改変を極力行わないように進めていきます。

続きまして、堤防の断面幅の確保です。用石箇所の波介川導流堤約 2km につきまして堤防断面が不足しております。これについて、必要な断面を確保していくというものです。

(局所洗掘への対応)

目標、実施内容

仁淀川での局所洗掘対策につきましては、築堤箇所が水あたり部になっており、堤防の安全性が低いとされております仁淀川右岸の新居箇所、用石箇所、鶴若箇所、左岸であります八田堰の直下流において進めてまいりますけれども、ほかの箇所につきましても洪水後の状況等を見ながら、必要に応じて実施することを考えております。

(堤防の浸透への対応)

目標、実施内容

堤防への浸透への対応です。堤防の浸透対策につきましては、浸透に対する安全点検の結果、対策に必要な左岸の森山から弘岡までの区間、右岸の高岡箇所の約 6.6km について計画的に対策を行っていきます。

(高潮、大規模地震・津波等への対応)

現状と課題

治水に続きまして、高潮、大規模地震・津波対策の現状と課題です。高潮対策については、波介川導流事業と併せて実施され、本年度完成する予定です。

津波対策につきましては、仁淀川では、南海トラフを震源とする地震が高い確率で発生することが予測されています。津波対策は次の 2 つに分けて対応を図ることになります。

1 つ目は、発生頻度が極めて低いが、甚大な被害を伴う「最大クラスの津波」で、これ

については、施設での対応が困難であり、住民の生命を守ることを最優先として、津波防災地域づくりと一体となって減災を進めていく必要があります。

2つ目は、発生頻度が比較的高い「施設計画上の津波」であり、海岸における防御と一体となって河川堤防等の整備を進めていく必要があります。

また、仁淀川流域におきましては、東南海・南海地震では、河口部で約2mの広域地盤沈下が想定されております。これによって、長期間の浸水への対応が必要となります。

併せまして、堤防や樋門等の河川管理施設は、地震による揺れや液状化現象で沈下または破壊等の被害を受けることが予想され、東北地方太平洋沖地震によって得られた技術的な知見を踏まえて対策を行う必要があります。また、短時間で襲来する津波に対応するために、樋門等の操作、自動化、高速化等も必要となります。

目標、実施内容

仁淀川の津波対策は、現状と課題のところでも申しましたが、「最大のクラスの津波」に対しては、地域と一体となった総合的な被害軽減対策を実施してまいります。「施設計画上の津波」に対しましては、海岸堤防と整合を図りながら施設整備を進めてまいります。また、堤防、樋門等の液状化対策、耐震対策、樋門操作の自動化、高速化等を進めていくこととしております。

支川の治水対策（国管理区間）

現状と課題

続きまして、仁淀川の支川に関しまして現状と課題、対応方針を説明させていただきます。

日下川、宇治川、波介川の3河川とも、仁淀川本川に対し緩やかな勾配をもって東西方向から合流する支川です。3河川とも、流域に平地部をもち、人家等が集中していますが、上流にいくほど標高が低くなる地形であり、また、仁淀川本川の水位の影響を受けることから、洪水が捌け難く、慢性的な洪水被害に悩まされてきました。

仁淀川では、昭和50年の洪水を契機に仁淀川本川の影響を受けずに洪水を流すことができる日下川放水路が建設されました。しかし、平成16年の洪水では、床上浸水が発生する等、内水被害は引き続き発生しています。日下川の現状です。

次に、いの町中心部を流れます宇治川でも状況は同じでございまして、昭和50年洪水を契機に宇治川排水機場の増設、河道が改修されました。その後、平成5年に内水被害が頻発したことから、平成7年に床上浸水対策特別緊急事業に着手しまして、新宇治川放水路等が完成し、現在に至っております。

土佐市の中心を流れます波介川ですけれども、こちらも昭和50年の洪水で平野部のほとんどが水没する甚大な水害が発生しました。この洪水を契機に激特事業が採択されまして、波介川水門の設置等が行われております。その後、昭和60年に抜本的な治水対策として波介川を河口まで導流し、仁淀川本川の影響を除く波介川河口導流事業に着手しております。

平成 16 年、17 年と浸水被害が連続したことから、平成 19 年より床上浸水特別対策事業となりまして、平成 24 年に導流路が完成し、現在に至っております。

目標、実施内容

宇治川、日下川につきまして、今後の内水被害の状況を見ながら家屋浸水被害が著しい場合、県、地元自治体と連携し、必要な内水対策を進めていくものというところを目標としております。また、必要に応じまして内水被害軽減のために機動性のある排水ポンプ車を配置することも考えております。併せまして、住民の避難、低地への家屋進出抑制等の観点から、ハザードマップ作成への技術的支援等も行っております。既設の放水路等の施設につきまして、老朽化、また、上流の改修状況に応じて更新・改築を進めてまいります。

波介川につきましては、平成 17 年洪水規模の洪水の被害を解消するために床上緊急事業を完了したところですが、今後、上流の県区間の改修進捗に合わせて河道改修等を進めてまいります。

以上、国管理区間の治水対策でございます。

引き続き、県の管理区間の治水対策について説明をお願いいたします。

支川の治水対策（高知県管理区間）

○事務局（高知県） 続きまして、高知県管理区間である支川の治水対策について説明をいたします。

県の河川課課長補佐の竹崎です。

座りまして説明のほうをさせていただきます。

今回策定をいたします河川整備計画の目標が概ね 30 年ですので、期間内に事業を予定してございます波介川および支川火渡川、長池川、奥田川および支川奈呂川、日下川および支川戸梶川、宇治川、柳瀬川を整備計画【素案】に位置付けをしてございます。

（県管理区間全般）

目標

まず、県管理区間全般の目標です。1 点目でございますが、整備計画の目標は、現在の整備状況や上下流の治水安全度のバランス等を勘案しまして、河川ごとに決定してございます。支川全ての河川が同一規模の整備目標、年超過確率で整備する計画ではございません。地形や土地利用状況、上下流バランス等によって整備計画の目標を決定していますので、この点を整理・記述してございます。

次に、仁淀川下流域の支川は低奥型の地形が多うございます。内水はん濫被害の対策が問題となります。このため、2 点目ですが、内水はん濫被害の対応としては、必要に応じた対策が行えるよう、国および地元自治体と連携し、被害の解消に努めるとしてございます。

次に、計画規模以上の超過洪水に対しても配慮が必要でございます。このため、3 点目としまして、計画規模を上回る洪水、整備途上における施設能力以上の洪水の発生に対し

では、国および地元自治体と連携を図り、浸水被害の軽減に努めるとしてございます。

次に、4点目でございます。災害復旧工事や局部的な拡幅工事および維持工事については、必要に応じて実施するとしてございます。

これが、県管理区間全般の目標でございます。

次に、各支川の説明です。整備計画【素案】の流れに沿いまして、現状と課題、目標、実施内容の順に説明をいたします。

(波介川および支川火渡川、長池川)

現状と課題

まず、波介川およびその支川火渡川、長池川の現状と課題です。仁淀川下流部の特徴としまして、下流域の支川の多くが仁淀川本川の堆積作用等によって上流ほど地盤が低くなる低奥型の地形を呈してございます。波介川も低奥型の支川です。河床勾配は緩く、仁淀川本川の背水の影響を強く受ける特徴でございます。

波介川は、昭和50年の甚大な被害を受けまして、河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激特事業が実施されまして、この事業は昭和56年3月に完了してございます。このため、波介川本川の現状、矢印で整理してございますけれども、一定の治水安全度が確保されているということになります。

支川火渡川、長池川は、これまで河川改修事業により浸水被害の軽減に努めてきましたが、平成16年、17年に浸水被害が発生してございます。

課題は、今後、河道拡幅、護岸工、河床掘削等を実施し、波介川本川と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

目標

波介川および支川火渡川、長池川の整備目標です。現在、波介川の県管理区間最下流部で河道整備流量として420 m³/s、年超過確率1/3規模の能力がございます。支川火渡川、長池川は、この規模の流下能力が確保できてございません。このため、波介川の能力見合い、年超過確率1/3規模洪水として仁淀川合流点での河道整備流量、火渡川は80 m³/s、長池川は25 m³/sとして河川整備を実施する計画でございます。

実施内容

次に、実施内容です。流下断面の不足する区間において護岸の整備および河道掘削等を実施しまして必要な断面を確保します。断面のイメージ図を示してございますが、これはあくまで定規の断面を示したものでございます。河床をフラットにしないことや、水際に多様性を持たせる等、修正する素案の段階で環境に配慮したイメージ図のほうに修正をさせていただきます。

(奥田川および支川奈呂川)

現状と課題

次に、奥田川および支川奈呂川の現状と課題です。奥田川も低奥型の地形でございまして、河床勾配は非常に緩くなってございます。

奥田川は、昭和 50 年の浸水被害を契機に河川改修事業に着手してございます。その後、昭和 60 年に天王地区の大規模な宅地造成、これに関連しまして住宅宅地関連公共施設整備促進事業という事業導入しまして、整備区間延長して事業を実施し、昭和 63 年に暫定の整備が完了してございます。その後、下流より順次計画流量の改修を進めておりますが、上流部にまだ未改修区間が、未整備区間が残ってございます。

支川奈呂川については、平成 9 年に全体計画が認可されてございますけれども、整備開始には至ってございません。このため、課題は、今後、未改修区間について河道拡幅や河道掘削等を実施し、治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

目標

次、目標でございます。奥田川および奈呂川の目標は、年超過確率 1 / 30 規模洪水でございます。流量は、奥田川の仁淀川合流点における河道整備流量 170 m³/s、奈呂川の奥田川合流点での河道整備流量 35 m³/s としてございます。

実施内容

次、実施内容です。実施内容は、流下断面の不足する区間におきまして堤防および護岸の整備、河道掘削等を実施しまして、必要な流下断面を確保いたします。断面のイメージ図につきましては、先ほどご説明しましたように、修正素案段階で環境に配慮した断面に修正をさせていただきます。

(日下川および支川戸梶川)

現状と課題

次に、日下川および支川戸梶川の現況と課題でございます。日下川もやはり低奥型の地形、河床勾配は極めて緩く、仁淀川本川の背水の影響を強く受けるという特徴がございます。

日下川は、昭和 50 年災害によりまして中小河川改修事業に着手しまして、その後、事業を広域河川改修事業という事業に改めまして、現在も順次整備を進めてございます。平成 10 年には、日下川に岡花調整池が、平成 23 年には戸梶川に馬越調整池が完成してございます。

内水に効果のある対策としましては、昭和 21 年の南海地震による地盤変動対策事業が実施されまして、派川日下川放水路が昭和 36 年に完成しています。また、昭和 57 年に日下川放水路が完成しています。

河川改修事業、現在も実施中でございます。課題は、未整備区間において河道拡幅や河床掘削等を実施しまして、治水安全度の向上を図る必要があるとしてございます。

目標

日下川および支川戸梶川の目標です。年超過確率 1 / 5 規模洪水で日下川の仁淀川合流点における河道整備流量を 200 m³/s、支川戸梶川の日下川合流点における河道整備流量 95 m³/s と計画してございます。

実施内容

次に、実施内容です。流下断面の不足する区間におきまして堤防および護岸の整備、河道掘削等を実施しまして、必要な流下断面を確保いたします。断面イメージにつきましては、環境に配慮したものに修正をさせていただきます。

(宇治川)

現状と課題

次に、宇治川です。宇治川のほうの現状ですが、最下段に記載をしておりますけれども、平成 18 年に仁淀川水系宇治川河川整備計画を策定しまして、今、天神ヶ谷川等の改修を進めてございます。今後は、この整備計画により順次事業を実施する必要があります。このため、現状と課題のみを記載して整理してございます。

(柳瀬川)

現状と課題

次に、柳瀬川です。柳瀬川上流域の支川で佐川盆地を流れますことから、河床勾配が非常に緩いです。流下能力も不足してございます。

昭和 35 年から支川の伏尾川、斗賀野川で小規模河川改修事業を実施しまして、昭和 50 年、51 年の連年の水害を契機としまして河川災害復旧助成事業として柳瀬川本川ほか、支川 35.8km が整備されています。しかしながら、下流部が未整備となっております。

課題は、今後、未整備区間において護岸工や河道拡幅、河床掘削等を実施して、治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

目標

柳瀬川の目標でございます。年超過確率 1/10 規模洪水でございます。仁淀川との合流点における整備流量 1,200 m³/s と計画してございます。

実施内容

必要な断面イメージを添付してございます。繰り返しになりますけれども、環境に配慮したものに修正いたします。

(修正素案 追加予定)

次に、追加をする河川がございまして、素案に記載のある県管理区間の治水対策につきましては、これまで説明した河川になりますけれども、現在、一定の計画をもって県単事業で取り組みを実施する等、素案に記載している河川以外に今後、事業を予定している河川がございまして、この点につきましては、修正素案段階で整備計画への位置付けを予定してございます。具体的には、前のほうにあります波介川支川の末光川、波介川支川渡し上り川、天王大橋上流で仁淀川に合流します支川の中の谷川、河口付近で仁淀川に合流する支川新堀川です。これら 4 つの河川につきましては、県単事業で計画をもって継続的に取り組む予定ですので、修正素案の段階で追加を予定してございます。なお、事業計画と詳細の記載内容につきましては、現在、調整を行っておる段階です。

以上、高知県管理区間の支川の治水対策でございます。

ダムによる洪水調節（国管理）

○事務局（国交省） 引き続きまして、大渡ダムによる洪水調節について説明させていただきます。

現状と課題

大渡ダムは、昭和 62 年に完成した多目的ダムで、治水容量 4,900 万 m³/s をもって計画最大流入量 6,000 m³/s のうち 2,200 m³/s を調節する能力を持っております。完成以来、25 年間で 15 回の洪水調節行っております。平成 17 年洪水におきましては、治水容量の約 8 割を用いまして貯水流入量 4,655 m³/s のうち 1,462 m³/s を調節し、下流の洪水被害を軽減しております。

目標、実施内容

今後ともに洪水調節機能の維持を図りながら適切なダム操作を行うとともに、更なる洪水調節機能の向上を検討してまいります。また、今後の降雨予測精度の向上等を図り、必要に応じてダム操作規則を適時見直していくことを考えております。

工事の実施における配慮事項

以上、仁淀川水系河川整備計画における治水対策について説明させていただきましたが、これらの工事を行うに当たりまして次のような環境への配慮を行い進めてまいります。

まず、河床の掘削に当たりまして、掘削量を最小限に留めるということと、瀬・淵、ヨシ原の保全を行います。掘削は、原則として平水位以上とし、また、工事中の濁水を極力抑えてまいります。

下流の汽水域における干潟につきましては、掘削量を最小とし、掘削に当たっては、干潮・満潮の範囲である潮感帯を残してまいります。

また、低水護岸等の工事におきまして良好な水際環境を整備し、ワンドの保全等に配慮をしてまいります。

また、多自然川づくり等、河川景観の維持・形成を行ってまいります。

・維持管理

次に、整備計画におけます仁淀川の維持管理について説明させていただきます。

河道の管理

現状と課題

まず、仁淀川の河道の現状ですけれども、仁淀川の平均河床は砂利採取の影響で全川にわたり低下いたしました。現在では概ね安定をしております。しかし、河口部の右岸の砂州等、樹林化した箇所もあり、洪水時の流下の阻害になる懸念がございます。また、河口部は河口閉塞が発生し、下流右岸の新堀川の排水不良、アユ等の魚類遡上効果への影響が懸念されております。

目標

今後、樹木管理、河口管理を適切に実施していく必要がございます。

実施内容

これらの具体的な河道維持管理としまして、河川巡視により河道の状況を把握し、河道整正、堆積土砂の撤去、樹木伐採を実施いたします。

河道内の樹木管理につきましては、モニタリングを行い、管理基準を作成してまいります。伐採に当たりまして、河川・溪流アドバイザー等の意見を参考に行います。

河口部の維持管理は、定期的に状況を監視し、河口閉塞時には、開削等の対策を実施いたします。

河川管理施設の管理

(堤防、護岸の維持管理)

現状と課題

次に、河川管理施設の維持管理です。堤防や護岸等の適切な維持管理を怠りますと、洪水等で生じた変位や損傷が拡大し、堤防の決壊等につながる恐れがございます。

目標、実施内容

そのために、堤防除草、除草後の堤防点検等を適切に行い、機能の維持を図ってまいります。

(施設の維持管理)

現状と課題

樋門等の維持管理ですけれども、仁淀川には、国管理、県管理の樋門等、合わせて79施設があり、多くの施設が老朽化しております。これらを放置しますと、洪水時の機能に支障を来し、重大な被害を招く恐れがあります。

目標、実施内容

定期的な巡視・点検を行い、適切に補修を行うとともに、ゲートの自動化等、機能向上に努めてまいります。また、維持管理コストの軽減を図るため、施設の長寿命化を検討してまいります。

(大渡ダムの維持管理)

現状と課題

次に、大渡ダムの維持管理です。大渡ダムにつきましては、試験湛水中に地すべりが発生し、対策を実施しています。現在も、貯水池斜面の監視を継続するとともに、貯水位の低下速度に制限をかけて運用をしている状況にあります。ダムの堆砂状況は概ね計画どおり推移をしております。

目標、実施内容

大渡ダムにつきましては、貯水池の斜面について引き続き監視を継続し、ダム機能の維持に努めます。また、各施設について点検整備を適切に行うとともに、各機関と連携しながら確実なダム操作を実施していきます。流木等の貯水池障害物、ダム堆砂については、状況を確認し、適切に対策を行ってまいります。

浸水被害軽減策および危機管理体制の整備

次に、仁淀川の現状の施設整備または計画施設規模を超える洪水が発生した場合に被害を最小限にするための取り組みでございます。

現状と課題

計画規模、現状の整備規模以上の洪水が発生した場合、人命等の被害を避けるためには、避難のための情報伝達システムの構築、住民の防災意識の高揚、適切な水防活動、ＣＣＴＶの共有化等、関係機関の情報共有等が必要となってまいります。一方、水防団の高齢化や防災関連施設の未整備等の課題がございます。

目標

今後、浸水被害軽減をより進めるためには、一層の関係機関、自治体との連携が必要となってまいります。

実施内容

具体的に取り組んでいく項目は、ここに示しております12項目挙げております。主な取り組みとしまして、水防活動を強化する取り組みとして水防資材の備蓄としての側帯の整備、仁淀川水防連絡会等による水防団との連携強化、住民の避難を迅速にする情報伝達体制の整備、洪水ハザードマップの活用等がございます。

総合的な土砂管理

次に、仁淀川流域の上流から河口まで一連した土砂移動の実態把握、適切な土砂管理について今後の取り組みを説明させていただきます。

現状と課題

仁淀川の土砂の状況を下流から見ますと、海岸部では砂利採取・海岸浸食で汀線が後退し、離岸堤等の対策がとられてきました。仁淀川の河道は、現状では概ね安定しておりますが、河口部付近で堆積、河口閉塞が課題となっております。大渡ダムについては、概ね計画どおりの堆砂でございますが、ダム下流の河床低下が懸念をされております。

目標

今後、土砂生産域から海岸まで土砂の移動を把握し、関係機関と連携し、総合的な土砂管理を進めてまいります。

実施内容

具体的には、土砂移動に関するモニタリング調査、定量的な土砂移動の把握、河床掘削した土砂を利用した高知海岸への養浜等を行ってまいります。

・利水（河川の適正な利用および流水の正常な機能）

続きまして、仁淀川の利水の現状と課題、今後の取り組みについて説明させていただきます。

現状と課題

仁淀川の利水事業は野中兼山の時代に遡り、現在の八田堰、鎌田堰が建設され、現在の仁淀川下流のかんがい用水の大筋がつくられております。その後、昭和30年代に上流面河ダムから松山市等にかんがい用水等を供給する道前・道後用水、昭和62年に高知市へ水道用水を供給する大渡ダムが完成し、現在に至っております。

(水利用の現状)

仁淀川での水利用の現状は、農業用水と発電用水が大部分を占めております。かんがいは、鎌田・吾南用水でほとんど占めておりまして、約14,000haの農地に補給を行っております。一方、近年、河床形状の変化で十分取水できない状況も見られております。

(現況の流況)

次に、現況の流況ですけれども、仁淀川の正常流量を補給する大渡ダムにおきまして、完成以降24年間において16カ年で取水制限を行っております。ダムの枯渇には至っておりませんが、平成7年から8年に最大節水率60%、約3カ月間にわたる渇水を経験してございます。

仁淀川の利水基準地点であります加田地点で近年の流況を見ますと、正常流量であるかんがい期 $24 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $20 \text{ m}^3/\text{s}$ に対して渇水流量が $17 \text{ m}^3/\text{s}$ 余りということで、全ては満足できない状況ですけれども、現在まで大渡ダムの枯渇や上水の断水等、大きな被害までには至っておりません。

(流水の正常な機能の維持)

目標、実施内容

今後の取り組みとしまして、仁淀川の動植物の生息環境保全、かんがい用水等の確保のため広域的かつ合理的な水利用を関係機関と連携して進めてまいります。

(河川水の適正な利用)

目標、実施内容

また、河川水の適正な利用のため、大渡ダム取水施設の適切な管理を行うとともに、渇水時においては、仁淀川渇水調整協議会を通じ円滑な渇水調整を図ってまいります。

(水質の状況)

現状と課題

次に、仁淀川の水質の現状と課題でございます。仁淀川本川につきましては、水質基準が満足されて、良好な水質を維持しております。特に、最近はその清涼な流れが「仁淀ブルー」と呼ばれて注目を集めておるところでございます。一方、下流では、従来から製紙業が盛んで、製紙排水と生活排水が相まって、支川からの白濁水の流入が見られます。仁淀川の支川相生川では、流域での河川浄化の取り組みとともに、本川合流部に浄化施設を設置し、平成23年度から運用を行っているところでございます。

(水質の保全)

目標、実施内容

仁淀川の水質につきましては、良好な状態を保守していることから、現状の水質を維持

してまいります。また、今後とも、地域住民や仁淀川清流保全推進協議会等の関係機関と連携し、一層の水質改善に取り組んでまいります。

・河川環境

続きまして、河川環境の現状と課題、今後の取り組み方針について説明させていただきます。

現状と課題

仁淀川の河川環境、上流、中流、下流、そして河口域に分けてみますと、

(上流域)

上流域は森林に覆われております。河川形状は急峻な渓谷となっております。そうした中で、景勝地もありますし、レクリエーション等にも利用されております。河川の生物はアマゴ等、溪流に生息するものが多く見られ、源流付近ではオオサンショウウオも生息しています。

(中流域)

大渡ダム下流の中流域では、水際部、河畔林、山林へと連続する景観が形成されております。河原の砂礫地には、イカルチドリ等が生息し、瀬・淵が連続する場所では、アユ等の魚類が生息しております。河原等、水辺を利用したレクリエーション等にも利用されております。

(下流域・河口域)

下流・河口域です。八田堰周辺からの下流域では、豊かな水量、連続する瀬・淵、広い砂州、レキ河原で代表されております。砂礫地にはコアジサシ等の繁殖地、また、瀬・淵はアユの産卵場や生息空間となっております。また、広い河原・水際はキャンプ等で利用され、親水スポットとなっております。一方、支川からの白濁水の流入が課題となっております。

仁淀川河口域ですが、感潮域となっており、砂州、干潟を中心に多様な環境が存在をしております。干潟にはシオクグの塩沼湿地性の群落が分布するワンドが存在し、砂州では重要種でありますウミホソチビゴミムシ等が生息しております。

目標

仁淀川は、このような多様で良好な自然環境をもち、河川利用も盛んであります。河川整備計画では、仁淀川の環境保全の取り組みとして、動植物の生息・生育・繁殖環境と治水・利水施策との調整と保全、仁淀川らしい河川景観の保全、河川空間の利用の促進、関係機関と連携した一層の水質改善を行ってまいります。

実施内容

具体的な取り組みとしまして、レキ河原、アユ等の生息域、産卵場となっている瀬・淵の保全に努めてまいります。また、支川からの白濁流入を改善するため、関係機関と連携を図り、浄化施設等の整備等、必要な対策を進めてまいります。

次に、仁淀川で盛んな河川空間の利用については、関係自治体と連携しながら、適切な河川利用を促進、水面利用に対し不法行為・危険行為について指導等の方針を進めてまいります。また、河川愛護モニター等、地域住民と一体となった河川管理を行ってまいります。

④今後に向けて

最後になりますが、仁淀川の河川整備のため、今後に向けての次の取り組みを進めてまいります。

治水、利水、環境等に関する情報について情報の発信と、地域住民と共有できる体制づくりを進めてまいります。

また、防災対策、河川環境保全のため、地域住民、関係機関との一層の連携・協働した取り組みを図ってまいります。

現在十分解明されていない土砂の移動、動植物の生息に関する課題等について、教育・研究機関と連携し、調査・研究を進めてまいります。

仁淀川河川整備計画【素案】の内容につきましては以上でございます。

4) 質疑・応答

○司会 ここからは、皆さまよりご意見・ご質問をいただくこととなります。ご質問・ご意見をいただくに際しましてお願いがございます。

まず、発言される前には、挙手をお願いいたします。そうしましたら、司会の私からご指名をさせていただきます。係の者がマイクをお持ちいたします。マイクがお手元に届きましたら、居住地の市町村名とお名前をおっしゃっていただき、発言をお願いいたします。お住まいやお名前につきましては、流域のどこの方のご意見かを特定するため使わせていただきます。ホームページやニュースレター等に公表をする際には、お名前を除いた形で公表いたします。発言は速記録をとっておりますので、マイクを通してのご発言をお願いいたします。円滑な議事進行のためにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ご質問・ご意見をお受けしたいと思っております。ご質問・ご意見があります方は、挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○質問者1 日高村の●です。

すでにFAXで意見というか提案は送らせていただいております。

説明の資料-2で説明された、素案でいえば128ページ、130ページという日下川および支川戸梶川、現状と課題の中で、内水対策として昭和36年派川日下川放水路地盤変動対策事業として県が行ったということでございますが、当時、私どもが期待したほどの効果が

見られなかったと。そのことに対して後々聞かされた話が、これはあくまでも地盤沈下対策で、それ以上のものではないと。いわば、復旧。復興ではなくて復旧、元に戻したんだと。だから、地盤沈下以前の効果を期待されても困るというふうな説明を受けて、いささかがっかりしたと、こういう経緯がございます。

今回、東北の震災でも、「復旧ではなくて復興」ということが盛んにいわれているわけです。元に戻されても、十分ではないと。いわゆる復興の手だてをとという声がもう地域から強く上がってきているわけですが、そういう面で、今後、四国においても、東南海、いわゆる三連動、場合によっては四連動が想定されておるという状況の中で、いわゆるそういう元へ単に戻すのではなくて、復興というふうな発想は持たれているかどうか、そこらをお伺いしたいです。

○司会 事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局（高知県） 県の河川課の補佐の竹崎です。

最初のほうで、地盤変動対策で実施した事業であるので内水対策でそれほど効果が見えなかったという点につきましては、内水対策に効果が期待できる事業としてこういう事業があるという説明でございます。

それと、2点目、復旧という発想でなく、復興という視点でという貴重なご意見いただきました。この点につきましては、貴重なご意見としてお預かりをさせていただきたいと思っております。

○司会 ほか、ご質問。

どうぞ。

○質問者2 日高村の●といいます。

江尻にございます神母樋門、この外側の本流域の竹林、これもすごく河川のほうに広がっておるということもあるし、また、神母樋門から上流域約2kmの間が非常に川が狭くなっておる。ここの間を50mぐらいに広げてくれるという30年計画の案が出されまして、それほどかからずにはいけるかなという気持ちもあるんですけども、まず最初に河川の両側にある、公の川という部分の竹、木、それを取り除いていただきたい。そうすることで、下流のほうにある放水路のほうにとりあえず水も流れるし、神母の樋門においても、仁淀川の本流の水が低位の場合は、神母樋門を開けたら水が流れます。また、相当ひどい状態でございますので、ぜひこの帰りに大橋から江尻のほうに入る道がありますので、立ち寄ってもらって、河川の状況、竹がどんな状況で河川をふさいでおるか。今も川幅はこの計画の半分か1/3のところもあると思うんですけども、とりあえず水が流れるようお願いしたいと。見ていただいたら、これはやらないかん工事やということがすぐ分かると思いますので、ぜひ早期着工をお願いしたいと思っております。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局（高知県） 県の河川課の補佐の竹崎です。

洪水の流れに支障となる竹木を除けたり、樹木を除けたりする、維持管理について非常に重要でございます。治水上支障のあるところから順次進めていきたいと、こういうふうに考えてございます。ご意見いただきましたので、現地のほうも見させていただいて、対応を検討させていただきます。

○質問者2 ありがとうございます。

もう一点。

○司会 どうぞ。

○質問者2 日高村においては、神母の樋門から上流 500m ぐらいのところに立派な河原に下りれる、また、河川の利用で、夏、子どもがキャンプしたり、遊んだりする場所があるんですけども、やはりもう少し竹林になつとるところを整備していただいて、伊野の国道の大橋と鉄橋の間に遊園地がございますけれども、ああいうような公共の遊園地的なものを河川なり、また、神母の樋門の下流域には公の土地がありますので整備していただいて、できれば皆が仁淀川を楽しめる場をつくってもらえたらうれしいかなと思います。ご検討ください。

○司会 どうぞ。

○事務局（国交省） 本川沿いの竹林等のあるところだと思いますが、このお話につきましては、日高村さんのほうからも最近伺っておりますので、今後、村のほうと協議しながら進めてまいるようにしたいと思います。

○質問者2 よろしくお願いします。

○司会 ほか、ご質問・ご意見。

どうぞ。

○質問者3 日高村の●です。

仁淀川河川整備について私の考えを述べてみたいと思います。

私は、仁淀村で生まれ、大渡ダムの計画は当初から存じておりました。設置には、相当反対もあっていたことを記憶しております。しかし、その反対意見も、「ダムができれば、ここは湖となり、多くの観光客が来てくれる」、このような説明で純朴な村民に納得させ、そしてダムを。ダム付近へはドライブインがたくさんできたが、今は一軒の店もないのです。住民もいなくなった私の思いは、私たちが子どものころ遊んだ川がなくなり、子どもや孫たちを連れて行っても遊ぶ場所もない、今もしダムがなければ、夏にはキャンプインを楽しむ観光客が集まってくるであろうと思っております。私が知っている限りでは、3集落がダムの湖底となってしまったのです。また、このダムのために2カ所の発電所が橋となった。今思えば、この水力発電こそが大事にするべきであったと考え、残念でなりません。今は、ダムのために土地が地すべりを起こしている。この地すべりはいつまでも続き、防止工事は永遠に終わらないであろうと思われまます。この地すべりのために別枝大橋は4年に一度ぐらいの補修をしております。これも永遠に続くのではないかと。また、仁

淀川上流では、谷の水が少なくなっております。が、このことは、当局はご存じでしょうか？私たち同窓会等でよく話になっておることは、やはり人が住まなくなった影響ではないのか等の話題が出ております。この対策を今からしておかなければ、清流仁淀川も先が見えているように思っております。また、ダムの下流域で生活している人が、川に草が生えて川幅が狭くなったように思う、一度濁ったらなかなかきれいにならない、このような声が聞こえております。以上のような声に耳を傾けて、調査もお願いしたいと思います。

次に、支流であります日下川の支川である戸梶川の浚渫工事および調整池造成工事ですが、私たちは、当初、ここの地盤を考えた場合に、軟弱地盤なので、川を掘削するのではなく、川幅を広くしていただけないか、調整池を造成するのであれば同じことではないか、このような要望をしたが、「計画の変更はできない」、このようなことで、予定どおりの工事が行われ、地盤沈下を引き起こした。われわれの要望を聞き入れておれば、今のような状態にはなっていなかったと思われます。私は、設計の前に、地元住民に地盤の状態とか地下水の状態等、本日のような地域住民の意見を聴く姿勢、これが一番大事であろうと思っております。本日は、誠にこのような会を開いていただき、ありがとうございます。

もう一つ。せっかく戸梶川の堤防工事をしたにもかかわらず、宅地より堤防が低い。低いので、70 cmぐらい高くしていただけないか？と要望したが、国の認可が必要で、変更はできないとのことであったが、国がそこまで干渉をしているのか伺いたい。

次に、残土処理場について。われわれが当初の説明を受けた直前、高知市の五台山で谷川を埋めていた場所が崩落したことを知っていたため、説明の場所は非常に危険で、谷を3筋も埋め立てるとはとても納得できない。また、先にも申し上げたが、大渡ダムの地すべり等の問題を提起し、担当者と話し合ったが、その担当者の熱心な説明に心を打たれ、信用した。その担当者が在籍している間は説明どおりに施工されていたが、職員の異動で別の人が来た途端に、説明すらなくなった。また、その担当者が異動になり、次々と担当者が変わるたびに、ずさんと思われる工事が行われていた。それを知ったのは24年8月で、工事も大半が終わっていたころでありました。残土と一緒に産業廃棄物が埋まっていることを黙視した県中央西土木事務所は、このことに何の責任も感じていない様子。その上、安定しているから問題ないとのことだが、われわれは、その廃棄物の中に今問題になっているアスベストが含まれているといわれる波スレートおよび洗剤の容器と思われるもの、その他、ありとあらゆるものが廃棄されている。ここから出た水は仁淀川へと流れていくが、川をきれいにしようとの思いから仁淀川の清掃計画とか、清流仁淀川の売り出しに国土交通省は積極的と受け止めているが、高知県は別の考えかお聞きしたい。私は、廃棄物の処理に関する法律はみんなで決めた社会のルールであり、守らなければならないことと考えるが、県中央西土木事務所には、公共工事は別に定めたルールがあり、このルールは守らなくてもよいと考えているのか、県の考えをお聞きしたい。もう1分ぐらい構いませんか？

12月20日に行われたこの工事に関して県中央西土木事務所の説明の場で、残土処理場の

最下段のヒューム管から水が出ていないが、どのような施工方法か伺いを立てているが、返事がないために、大事なことなのであらためて説明をいただきたい。

最後に、この残土処理場の計画で、地震の震度を県中央西土木事務所にお聞きしたが、震度の定義はないので説明できないとのことであったが、この質問でも、国が定めた計画であるとのことであったので、本日、国の担当者にこの計画の震度はいくらか、今後予想されている南海地震には対応できるのか、また、何ミリの雨量に対応できるのか伺いたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

ご質問は3点ほどありまして、大渡ダムの関係、日下川の関係、最後の残土処理場の関係だったと思いますが、事務局のほうで答えれることがございましたら、説明をお願いします。

○事務局（国交省） 大渡ダム管理所より回答いたします。

大渡ダムにつきましてたくさんのご意見をいただきましたが、この場で全てのことをお答えすることはちょっと難しいかと思っておりますので、何点か今お答えできる部分についてのみご説明をさせていただいたらと思っております。

まず、ダムができることによって地域振興が図られるというような説明があったということですが、現在、ダムができた後、どういう状況になったかということにつきましては、住民の皆さまが一番ご存じのとおりというふうに思っております。そういった中で、ほかの地域とダムの周辺の人口等の推移を見的过程中では、大渡ダム周辺が特に進んでおるといったような傾向ではないように今思っております。

また、発電所のお話をいただきまして、最近、自然エネルギーという中で、ダムをつくる時に発電所が廃止になったというお話をいただきました。大渡ダムができることによりまして、大渡発電所という四国電力の発電施設が設置され、33,000 kWという発電所が新たにできたということでもあります。また、大渡ダムを利用いたしまして、上流には面河第三ダム発電所ができまして、それも合わせて大渡ダムの効果として表れておるということで、発電施設がなくなったものもありますが、新たに設置されたものもあるということがございます。

次に、地すべりの対策のことですが、案の中にもありますように、大渡ダムができました当初、試験湛水を実施いたしまして、その途中、3カ所に地すべりが発生いたしました。その地すべりに対しまして対策をいたしまして、昭和62年より運用を開始しておるといところであります。ダムの運用後も、降雨等の影響もありまして、数カ所、地すべりが発生して、対策をしたという経緯もございます。現在の状況といたしましては、考えられる箇所には観測所を設けまして、地すべりの挙動を監視し、挙動で異常が見られる場合には、仁淀川町と協議をしながら、地元の方々の避難体制等についても話を進めておるといったような状況でございます。

また、濁水の話がございましたけれども、大渡ダムによりまして出水の時に貯水池に水をためるということで、濁水が長期化をしております。その対策といたしましては、ダムにおきまして選択取水設備というものを設けておりまして、ダムの貯水池の高さごとに濁度を観測しておりまして、有る水の中で一番きれいな水を出すということで、濁水については、ダムができたことによって長期化しておることは間違いございませんけれども、それを少しでもきれいなところから放流できるという努力をしております。

あと、谷水が少なくなったのではないかとというご指摘を受けておりますけれども、この部分につきましては、詳細把握できておりませんが、雨の降り方についても以前とは変わってきておりまして、降雨につきましては、以前に比べて局地的で、強度が大きく小さくというふうな方向にあるのではないかとというふうに考えております。

今ご説明できる内容といたしましてはこの程度かとは思いますが、また貴重なご意見をいただきましたので、その辺の対応をまたさせていただきたいと考えております。

ダムのほうからは以上でございます。

○事務局（高知県） 支川の県管理区間で3点ほどご質問等いただきました。

まず1点目、戸梶川の浚渫工事、調整池工事の関係で、設計の前に本日のような地域住民に説明する姿勢が必要ではないかというご意見でございますけれども、工事を実施する際には地元説明会を行う等の対応を今後とも続けていきたいと思っております。

2点目、戸梶川の堤防の関係で、宅地より堤防が低い関係で、国の認可が必要でというように話ございました。この内容につきましては、例えば上下流バランスとか、対岸とのバランスとか、河川計画上の関係もあると思います。この点、詳細が分かりませんので、調査のほうをさせていただきたいと、このように思っております。

3点目、残土処理場の件で、産業廃棄物関係のご質問ございました。県の産業廃棄物関係の所管も含めまして、別の場で検討を進めてございますので、この場につきましては、ご意見としてお預かりをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○司会 ご質問・ご意見につきましてちょっとお願いがあるんですが、できる限りの方々にご意見・ご質問をお願いしたいと思いますので、2、3分ぐらいの簡単明瞭でお願いできたらと思います。よろしく申し上げます。

ほかはございませんでしょうか？

どうぞ。

○質問者4 日高村の●と申します。

日下川、戸梶川の改修を行っていただきまして、本当にありがたいことというふうに思っております。が、何と申しましても、日下川下流域の改修を早急に進めていただきたい。もちろんこの計画へ載せてくださっておりますので、やがてはできるかもしれませんが、何と申しても、私どもはこの300数十年の間、水害に悩まされてきた地域として、これを急いでいただきたい。私ども地権者も改修期成同盟会に参加をして、用地のこととか、でき

る限りの協力はしていきたいというふうに思っておりますので、是非ともその点をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

もう一点お願いですが、●さんが触れられました仁淀川右岸、神母樋門の上流部ですが、これをどうしても私も親水公園みたいな形で整備をしていただきたい。そうすると、いろんな面でのメリットもございますので、是非ともこの点も重ねてお願いをいたしておきたいと思います。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

事務局のほうからよろしくお願いします。

○事務局（高知県） 日下川下流域の改修の点でございます。

事業の進捗につきましては、地元の皆さまのご理解・ご協力が非常に重要となっております。今後とも、ご協力のほうをよろしくお願いをいたします。いただいたご意見、しっかりお預かりいたしたいと思います。

○司会 ご質問・ご意見をお受けします。

どうぞ。

○質問者1 日高村の●でございます。1点質問と提案を6点ほど。

1点は、先日、県の先ほど言われた説明会でお伺いしたら、読んでないということでしたが、内閣府中央防災会議防災対策推進検討会の報告書、これなるものは皆さん方はお読みいただいているのでしょうか？そこらをまず質問が1つ。

それから、提案事項としまして、一つは、事前調査、これを十分に行って、公共工事に伴う損失補償事案が生じないような取り組みをしていただきたい。

それから、先ほど紹介しました防災対策推進会議の報告書の中にもありますように、リスク評価、これを正しく行って、「想定外」等という言い訳をしなくてもよい計画施行をお願いしたい。

それと関連しますが、事前説明と事後説明が食い違う場当たりの対応を絶対にしないこと。

100%の計画ができないことは理解できます。しかしながら、安全性については、100%を守っていただきたい。

そして5点目は、軟弱地盤。これは、県等は20mと勝手に線引きをして、それ以上は影響が出ないという独断でやって計画を進めている節がありますけれども、軟弱地盤の影響度は20mという限定的な範囲に止まりません。そういう意味で、軟弱地盤地域においては、事前調査・事後調査、さらには動態観測等の追跡調査を密にして、その影響による被害が補償をできるようなそういう取り組みを進めていただきたい。

最後の6点目は最初に申しましたので割愛します。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

事務局、よろしくお願いします。

○事務局（高知県） 県の工事の関係になりますので、県の河川課のほうから回答をさせていただきます。

ご意見のほう、リスク評価を正しくするという視点を持つべき、場当たりの対応をしない、あるいは安全性については100%ということを目指してほしい、あるいは軟弱地盤については動態観測を実施する等の対応をしていただきたい、あと、損失補償が生じないような工事の実施という内容でございました。

工事实施の際には、そういうことに気を付けて実施をしまっているところがございます。今回については、ご意見としてお預かりをさせていただきます。

○司会 国の事務局のほうで防災会議等の関係、お答えできるのであれば。

○事務局（国交省） 中央防災会議の中間報告書については、一読はさせていただきます。

○司会 ほか、ご意見・ご質問を承ります。何でも結構ですので、よろしくお願いします。どうぞ。

○質問者3 波介川掘削しましたよね？土佐市の。掘削したと思うんですが、その残土の処分の処理の仕方はどんな方法でしたか？その中にもし、あそこも汚い川であったのでいろんな廃棄物が入って混ざっておったと思うんですが、それはどんな方法で廃棄されたのか、参考までにお聞きしたいんですが。

○事務局（高知県） 県管理区間の波介川の掘削の件でございますが、ちょっとデータ等ございませんので、この場でいったんお預かりさせていただいて、調査をさせていただきます。

○司会 まだご発言されてない方がございましたら、挙手をお願いしたいのですが。どうぞ。

○質問者5 日高村の●と申します。

私は、ちょっとお願いを申し上げたいと。

素晴らしい日下川放水トンネルができて、洪水の時には非常に水捌けが良くなってありがたく思っている反面、可動堰から上流戸梶川にかけての両岸がまだ未改修でございまして、何百メートルの間の両岸が水が増水しました時に急流化しまして流れる関係で、両岸の地盤がすくわれて、常に崩れるという状態が起こっております。その関係で、片方には日下保育園もございまして、園舎にも支障が起こる可能性が大であるというふうに考えますので、できるだけ早急に確認をしていただきまして、両岸の整備をしていただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

事務局のほうから説明をよろしくお願いします。

○事務局（高知県） 増水時に急流によって両岸の護岸が洗掘をされておるということで

ございますね？ 県管理区間、整備対象区間でございますので、いただいたご意見を参考にしまして、必要な対策を検討させていただきます。

○質問者5 よろしくお願ひします。

○司会 ほかございませんでしょうか？

どうぞ。

○質問者6 ●ですけれど、谷と加田に堤防ができるそうです。その上には奈路地区と鹿敷地区と勝賀瀬地区も条件は一緒です。ダム放水したら地区が浸かりますけれど、堤防はできる予定ですか？ それから、それにできるんやったら水門も付けてもらいたいです。

終わり。

○司会 ありがとうございます。

事務局、よろしくお願ひします。

○事務局（高知県） 現地の方を調査させていただきまして検討をさせていただきます。

○司会 ほかはございませんでしょうか？

どうぞ。

○質問者1 先ほどの説明資料で 67 ページ、「総合的な土砂管理」ということで、いわゆる日高村、50年、51年の連続災害であちこちの水系、小さな谷川に砂防ダムをつくったわけですが、その砂防ダムの影響とみられる事態がいくつかの部所で生じてきておるわけです。というのは、砂防ダムは岩盤から岩盤までコンクリートでやりますので、確かに砂防という点での効果は表しておると思うんですが、ところが地下水脈が変化したと。従前には流れてきてなかったところへ水が流れ始めたというんで、家の底が洗われ、畑の下の耕土が全部抜けていくというふうな事態がいくつかの場所で見られているわけです。そういう面で、土砂の砂防堤の後の追跡調査、これをぜひやっていただいて、その影響に対する対策等をぜひ考えていただきたい。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

事務局、説明をよろしくお願ひします。

○事務局（高知県） 砂防関係につきましては、県のほうの砂防関係所管でございますので、そのほうにいただいた意見をお伝えしておきたいと思ひます。

○司会 まだ時間が 20 分程度ございますが、できるだけ多くの方にお聴きしたいので、まだご発言されてない方いらっしゃいましたら、どうぞ。

ないようですので、どなたでも結構ですので、2回、3回となる方。

どうぞ。

○質問者3 大渡ダムの造成によって、桂浜流域の有名な五色の砂、これがなくなっておるということは当局ご存じでしょうか？ また、その影響はなぜかと私なんかあそこの地元の人たちと話せば、あそこにたまっておるこの辺の石は赤石が多いんですよ。しかし、それがダムで閉め切ったために流れんと。だから、桂浜の石がなくなったというような考え

方の方が大多数ですが、当局ご存じでしょうか？お聞きしておきたいと思いますが。

それともう一つ、先ほどから私は言うております戸梶川の残土処理場。ああいった土を約 70m 山の上へ上げたんですよね。そういったところが全国どこかにあるか、それをお聞きしておきたいと思います。

○司会 事務局、何か説明ができるようでしたら、よろしく申し上げます。

○事務局（国交省） 1点目の桂浜の五色の石が少なくなった、なくなったというお話です。確かに、大渡ダムのほうで土砂を止めておる現実がございます。そのほかにもいろいろな要素があるというふうに考えておりますが、その一つとしては、砂利採取とか、それと海へ出てからの漁港等の施設もでき、その導流堤ができたとかいうところで、そういった土砂の移動が変わった、止まったというようなところもあろうかと思えます。それで、大渡ダムだけの要因ということはちょっと考えにくいところもありますけれども、土砂の動きについても、今回のこの整備計画の中でもできるだけ明らかにしていくことを進めてまいるところでございます。

○司会 ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか？

はい。

○質問者4 すいません、日高村の●です。

仁淀川の砂利のことですが、仁淀川の河床がずいぶん下がってまいりました。私どもの子どもの頃から言えば、非常に下がったと思えます。このコンクリートの骨材として砂利を採取させることは、直ちにやめるべきじゃないかということはずっと以前から言ってきたわけですが、そういう方向だそうですが、例えば、川の中州、地目は畑とかいうふうになっておる部分が、砂利を採取して河原のようになるわけですが、洪水になると、またそこへ上流から流された砂利がたまる。次から次へそれで取ってはまたためて、また取るというふうな調子で、それから上流部がどんどん下がってきたわけですが、そういったことも何とか規制できないものかというふうに思えます。何とかやめさせていたいただきたいと思いますが、どうでしょうか？

○司会 ありがとうございます。

事務局、説明ができるようでしたら、よろしく申し上げます。

○事務局（国交省） 仁淀川の砂利採取の件につきましてお答えしたいと思います。

仁淀川の直轄区間の砂利採取につきましては、今は高知市春野町の西畑のところでは1件だけ実施しています。この箇所は民地採取ということで、民地の中の採取をやっておるという状況でございます。仁淀川全体の砂利採取につきましては、今回、整備計画の中でも河床の話がございますので、貴重なご意見として今後の検討の中に生かしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○司会 ご質問、あと1問か2問にしたいと思いますけれども、どなたかいらっしゃいますでしょうか？

○質問者3 全国的に、残土処理場。高さ 70m というようなものがほかのところにあるかどうか、これをお聞きしてたんですが。参考までに話あれば、話聞いておきたい。

○事務局（高知県） 県の工事の関係なので、県の河川課のほうからお答えをさせていただきます。

調査をしてございませんので、承知をしてございません。

○司会 ほかはどうですか？

それでは、議事終了の予定時刻より若干早いんですが、だいたい意見も出尽くしたようですので、ご質問とご意見を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

4. 閉 会

○司会 本日は、長時間にわたりましていろいろなご質問・ご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては、十分に検討をいたしまして、今後の仁淀川水系河川整備計画にできる限り反映させていただきます。

なお、後日でも、ご意見、ご質問等ございましたら、ニュースレターにありますはがきをご利用いただくなり、メール等でご連絡いただければと思います。

以上をもちまして、日高村会場での第1回仁淀川流域住民の意見を聴く会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。